

平成13年12月6日
総務省

行政手続のオンライン化のための法整備の立案方針（骨子案）のポイント

1．法整備の位置付け

- ・ 電子政府、電子自治体にふさわしい体制を整え、e - J a p a n 重点計画に定められた行政の情報化を積極的に推進するための法制。
- ・ 法令に基づき現在書面により行われている行政機関等の手続（行政機関等が主体又は名あてとなる手続）について、原則としてすべて書面による手続に加えオンラインによる手続も可能となるよう法整備を行う。

2．法整備の考え方

（1）法整備の基本的考え方

- ・ 手続のオンライン化に当たり法令上の支障があるものとは、手続規定において書面を意味する用語がある法令を指す。
- ・ オンライン化を可能とするための規定、書面みなし規定、到達時期についての規定等オンライン化に当たっての規定の整備を新たな法律の制定により行う。これに当たり、共通的な規定の整備を行うほか、必要なものについては個別法を改正（整備法の制定）

（2）法整備の対象範囲

- ・ 行政機関等が法令に基づき情報を受け取る手続及び行政機関等が法令に基づき情報を発出する手続が法整備の検討対象。
- ・ 法整備の時点で手続の性質等によりオンライン化になじまないと考えられるものは本法の適用除外規定等により所要の措置。

3．立案作業の進め方

- ・ 平成14年通常国会に関係法案を提出するため、総務省を中心として各府省の協力を得ながら立案作業を進めていく。